

記者資料提供（令和2年1月16日）

公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構  
クラスター推進センター 都市運営・広報課 塚口・西田  
TEL：078-306-2231  
Mail：[kbic-pr@fbri-kobe.org](mailto:kbic-pr@fbri-kobe.org)



国立大学法人 長崎大学  
研究国際部学術推進課 高野  
TEL：095-800-4110  
Mail：[gakusomu@ml.nagasaki-u.ac.jp](mailto:gakusomu@ml.nagasaki-u.ac.jp)



## 長崎大学、神戸医療産業都市推進機構による 包括連携に関する協定締結

### 1. 趣旨・経緯

国立大学法人 長崎大学（学長：河野 茂）と公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構（理事長：本庶 佑）は、令和2年1月16日（木曜）、相互の包括的な連携を強化し、地方創生に資するため、包括連携協定を締結いたしました。

長崎大学は創薬分野における高度な創薬技術を用いた新たな医療シーズの開発を進めてまいりました。一方、神戸医療産業都市推進機構は医療シーズの開発戦略から臨床開発、さらに企業への導出、マーケティング、国際展開における支援を進めてまいりました。

この度は、互いが有する資源や機能等の効果的活用を図り医療開発等シーズの実用化を促進するために、包括連携協定の締結を行うに至りました。協定締結を機に、長崎大学、神戸医療産業都市推進機構は、新たな医療につながる開発の具体的な取組みを一層推進してまいります。

### 2. 「国立大学法人長崎大学と公益財団法人神戸医療産業都市推進機構との包括連携に関する協定書」の内容（協力・連携事項）

- （1）長崎大学の研究成果等のシーズに対する薬事承認を目指した臨床開発に関すること
- （2）神戸医療産業都市推進機構の研究成果等のシーズに対する創薬技術的な共同研究に関すること
- （3）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

### 3. 添付資料

国立大学法人長崎大学と公益財団法人神戸医療産業都市推進機構との包括連携に関する協定書

### 4. 協定内容に関する問い合わせ先

○公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構

医療イノベーション推進センター 企画・広報グループ 天辰

TEL：078-303-9095 Mail：[tri-pr@tri-kobe.org](mailto:tri-pr@tri-kobe.org)

○国立大学法人 長崎大学

研究国際部学術推進課 高野

TEL：095-800-4110 Mail：[gakusomu@ml.nagasaki-u.ac.jp](mailto:gakusomu@ml.nagasaki-u.ac.jp)

## 国立大学法人長崎大学と公益財団法人神戸医療産業都市推進機構との 包括連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、地方創生に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な協力と信頼関係のもとに幅広い分野で相互に協力・連携し、互いが有する資源や機能等の効果的活用を図りながら、地域経済の活性化及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### （協力・連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力・連携する。

- （1）甲の研究成果等のシーズに対する薬事承認を目指した臨床開発に関すること
- （2）乙の研究成果等のシーズに対する創薬技術的な共同研究に関すること
- （3）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

### （連携の推進）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる協力・連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、その効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

### （有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、2024年3月31日までとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙が本協定の継続に異議がない場合は、さらに3年間を限度として有効期間を延長することができる。

(協定の解除)

第6条 本協定について何らかの事情により途中で解除するときは、甲又は乙の申し出に基づき、解除の合意が成立したときに終了する。

(疑義への対応)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議のうえ、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙各自1通を保有する。

令和 2年 1月 16日

甲

乙

長崎県長崎市文教町1番14号

兵庫県神戸市中央区港島南町2-2

国立大学法人長崎大学

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構

学長 河野 茂

理事長 本 庶 佑

自署

自署